

平成31年 第3回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年3月1日(金) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

なし

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 8件

議案第 11 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）	21 件
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	5 件
追加議案第 12 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 13 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の設定について	1 件
追加議案第 14 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）	2 件
追加議案第 15 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）	35 件
追加議案第 16 号	農用地利用配分計画案に関する意見について	2 件

第 4 協議・連絡事項

- ・平成 30 年賃借料情報について
- ・平成 31 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・日本農業遺産について
- ・平成 31 年第 4 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成 31 年第 3 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

 本日の出席委員は 19 人中、19 人全員で総会成立の定足数に達しております。

 それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 （二宮会長挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 （異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「1 番、川本 英治委員」、「6 番、河野 誠子委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程
致します。
番号 6、7 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 8 号、番号 6、7 について説明します。
番号 6、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,678 m²」、
3 条無償移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「〇〇〇〇」。譲受人は「農地を譲受
け、経営規模を拡大したい」であります。
譲受人の経営面積「305.5 a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。
次に番号 7 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「151 m²」、外 5 筆、
計「5,516 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「農地を後継者へ贈与したい」。譲受
人は「農地の贈与を受け、経営規模を拡大したい」であります。
譲受人の経営面積「71.7 a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 6、7 を説明します。
場所は〇〇〇〇ぐらい入った高い山で、標高 150 から 200m ぐらいの山でございます。
〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんの方は〇〇〇〇の分家にあたります。分家する際にいただいていた畑を〇〇〇〇さんが本家の〇〇〇〇さんに返す形になっております。
次、番号 7 ですが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇ぐらい、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇ぐらいで、親子で仲良く農業をされています。
〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、土・日に家の手伝いをしており、お母さんが〇〇〇〇で年を取られたので、少しずつ子供に贈与する形になっております。
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 8、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 8 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「855 m²」、外 11 筆、計「1 万 901 m²」、3 条使用貸借です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「農業後継者へ農地を貸し付け、経営を譲りたい」。譲受人は「父の農地を借受け、経営者として新規に農業を開始したい」であります。
譲受人の経営面積「145.7 a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する

要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 番号8を説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係になります。

いわゆる〇〇〇〇を受けるために経営移譲するものです。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で、〇〇〇〇でも非常にまじめな農家です。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、去年まで県内でも〇〇〇〇の責任者をされていたそうです。昨年のみかん採りぐらいに〇〇〇〇さんが体調を崩されたのをきっかけに〇〇〇〇さんが帰ってきて、農家を継ぐという形です。

〇〇〇〇さんは、こだわりをもった方で、全園除草剤をしない農家で、年間七、八回は草刈りをされています。夏場の暑い時期でも草刈りをされている農家さんです。〇〇〇〇さんに聞くと、同じように草刈りをがんばるそうです。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号9から11まで、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号9から11まで一括して説明します。

番号 9、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「143 m²」、外 5 筆、計「3,756 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農地を孫に〇〇〇〇したい」。譲受人は〇〇〇〇であります。

譲受人の経営面積は「0 a」となっておりますが、父〇〇〇〇の経営面積「53.6 a」を父と一緒に耕作しております。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

次に番号 10 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「143 m²」、外 2 筆、計「398 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「譲受人からの申し出により農地を交換する」。譲受人は「譲渡人の隣に譲受人の園地があり、園内道の延長により基盤整備され、農地集約で、より農作業の効率化が見込まれる」であります。

譲受人の経営面積「182.8 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

次に番号 11 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「375 m²」、外 1 筆、計「1,108 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農地を交換したい」。譲受人は「譲渡人の畑近くに園地があり、消毒、採り入れなど農地の集約で農作業

の時間が短くなり、作業効率の向上が見込まれる」であります。

譲受人の経営面積「388.9 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14番 番号9、10、11を説明します。

〇〇〇〇さん、お婆ちゃんとお孫さん、実際には〇〇〇〇さんのお父さんとお母さん、〇〇〇〇の方に住んでおられまして、この二人が現在、山をやっておられます。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇ということですが、定年となったら、ゆくゆくは帰ってきて農家をしたいというふうに考えているということです。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇、〇〇〇〇ということで、若干、高齢ではありますが、頑張って農家をやられていますのでよろしくお願いします。

次の番号10、11ですが、交換分合というので成立しております。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇もされておりました。息子さんが経営して、実際には、〇〇〇〇さんがされております。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇に辞められました。お父さんは昨年か、一昨年に亡くなられ、〇〇〇〇と言われた人ですが、〇〇〇〇ぐらいまで現役で車を乗られて、ぼくらと大して変わらない仕事をされていたということです。お父さんが亡くなられたので、跡を継いでやるということです。

面積的には番号10、11を見てもらえば分かるように、398㎡と1,108㎡、面積はかなり違うのですが、398㎡の方は、すぐ道路端で便利がいいということ。1,108㎡の方は、ちょっと中に入ったところということで、こういった形での交換分合が成立しております。

よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」
番号3、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第9号、番号3を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「4,584 m²」、外2筆、計「5,402 m²」です。
申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、「農業」です。
転用目的「植林」。転用理由「申請地は山林に接する急傾斜地に位置しており、耕作を続けることが困難となったため植林したい」とのことです。
申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、農用地区域外の農地であって、他のいずれの要件にも該当しない農地に該当するため、「第2種農地」となります。
本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
なお、この案件につきましては、3,000 m²を超える農地に該当するため、本会議においてご審議いただき、適当と認めて頂きましたら月末に予定されている県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、その後県に進達する運びとなっております。
また、別添の参考資料、1、2ページに位置図及び地番地目図を掲載していますのでご覧ください。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5番 番号3を説明します。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇〇〇で、ご夫婦で仲良く、イヨカン、デコポン、清見などを 50 a ぐらい経営されておりましたが、高齢のため、だれかにあたって貰えないかということで二、三年ぐらい前から探していました。

ただ、条件が少し悪く、場所は〇〇〇〇から西へ行ったところに〇〇〇〇という酒屋があるのですが、その上の方、ちょっと急傾斜地で、ぐつが悪いというか、モノレールの道中が長いし、軒数も四、五軒あるということで、あたり手がなかったということで、こういう植林をするという形になりました。

よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号 2 から 9 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 10 号、番号 2 から 9 まで、一括して説明します。

番号 2、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「309 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「155.8 a」、売買価格〇〇〇〇。

番号 3、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「894 m²」、外 1 筆、計「2,069 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「254.5 a」、売買価格〇〇〇〇。

番号 4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,809 m²」、

外 2 筆、計「1,933 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「156 a」、
売買価格〇〇〇〇。

番号 5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「384 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「211.5 a」、
売買価格〇〇〇〇。

番号 6、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「355 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「356.8 a」、
売買価格〇〇〇〇。

番号 7、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「334 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「194.9 a」、
売買価格〇〇〇〇。

番号 8、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「47 m²」、
外 1 筆、計「953 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「149.1 a」、
売買価格〇〇〇〇。

番号 9、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「548 m²」、
外 1 筆、計「1,600 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「220.8 a」、
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 私の方からは、番号 2 から 4 までと番号 8 を説明します。
まず、番号 2 から 4 までの売り手、〇〇〇〇さんですが〇〇〇〇の
中でも 1、2 を争うぐらいの技術を持たれている方で、畑もびっしり
ときれいに揃っていきまして、本当から言うと、値段も〇〇〇〇は全部
つけてあげたいところですが、この方はかなり高齢で、後継者がいな
いということで、本人も幾らでもいいので処分したいということで、
数年前から徐々に畑を売買して、減らしている状況です。

で、番号 2 の買い手〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の役員もされており、熱心にみかんを作っている方です。

番号 3、〇〇〇〇さんもお父さんが過去、〇〇〇〇もされている熱心な農家の跡取りの方です。

番号 4 の〇〇〇〇さんですが、親子で一生懸命されて、今後、規模拡大をもっとしたいということで、がんばってやられております。

番号 8 ですが、売り手の〇〇〇〇さんですが、高齢となりまして、〇〇〇〇も出てきて、畑を全部処分したいというような考えです。

この売買価格は非常に安いのですが、場所的にはいいところですが、買い手の〇〇〇〇さんとの間で、長年小作をされておりまして、小作代も結構もらっているのでタダでもいいぐらいだという感じで売買価格が安くなっております。

以上です。

9 番

私の方からは、番号 5 から 7 までと番号 9 を説明します。

番号 5 の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、高齢でありまして、後継者もないということで、徐々に面積を減らしたいということです。

買い手の〇〇〇〇さんの方が年齢も 4 つほど上ですが、自分の家の倉庫の裏の樹園地でありまして、〇〇〇〇さんが、その倉庫の横を通過して今まで作業をしており、買ってもらえるなら〇〇〇〇さんしかいないということでこういう形になっております。

番号 6 の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんについてです。

買い手の〇〇〇〇さんは、後継者もおおり、手広く経営をされております。

〇〇〇〇さんの園地が道路を挟んで近くにあるということで是非購入したいということで、二人で話をされたそうです。

番号 7、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。

売り手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇在住で、〇〇〇〇に勤められていて、〇〇〇〇にも沢山の園地があるのですが、ほぼあてたり、売買という形を取りながらお母さんが農業を行っております。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇、お父さんと一緒に熱心に取り組んでおられますので問題ないと思います。

番号 9、売り手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇を超えている高齢の方で、この 2 筆の園地は道路に面しておりますが、ほぼ廃園状態となっており、〇〇〇〇地区としましても目立つ所にありまして、どうにかならないかということで、いろいろとあたっていたところ、〇〇〇〇、常時六、七人雇用されて大々的に生産販売をされておりますので、私たち

がやりましょうということでこういう形となりました。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」
番号 7、8、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 11 号、番号 7、8 を説明します。
番号 7、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,030 m²」、
外 1 筆、計「1,281 m²」、使用貸借の移転です。
利用権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「145.7 a」、
期間「3 年 11 カ月」。
番号 8、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,427 m²」、
外 2 筆、計「2,389 m²」、賃貸借の移転です。
利用権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「145.7 a」、
賃借料〇〇〇〇、終期は「平成 32 年 1 月 31 まで」です。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 7、8 を説明します。
先ほど説明したように〇〇〇〇を受けるため、〇〇〇〇さんと〇〇
〇〇さんの続きの案件です。
先ほど言いましたように〇〇〇〇さん、非常にまじめな農家さんで

除草剤を使わず全部草刈りをして、みかんにやさしい作り方をされている方です。

〇〇〇〇くんも〇〇〇〇を辞めてやる気満々の若者でございます。以上です。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(「〇〇〇〇委員」退席)

議 長 続きまして、番号代りますが、10 ページ、番号 11、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 11、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,154 m²」、外 1 筆、計「1,476 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「237.1 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 11 を説明します。

〇〇〇〇さん、高齢な方でございます。

〇〇〇〇さんは、皆様ご存じのとおりよく働く口と手足をもっておられます。

この樹園地に関しましては、2 年程手付かずの状態、樹の方は若いのですが、近隣に迷惑がかかるということで〇〇〇〇さんが近くにいまして息子さんがぜひやりたいということです。息子さんも奥さん

も大変働き者で、〇〇〇〇さんの言うことを忠実に守って仕事をしていますので問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(「〇〇〇〇委員」着席)

議 長 続きまして、番号 9 から 10 まで番号 12 から 23 まで、〇〇〇〇関係の議案ですので一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 9 から説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「420 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「193.6 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」。

続きまして番号 10、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,025 m²」、外 2 筆、計「3,716 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「19.1 a」、賃借料、期間「4 年 11 カ月」。

番号 12、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「410 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 11 カ月」。

ここで議案第 9 号、第 11 号用の参考資料 3 ページをご覧ください。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、こちらのとお

り就農計画を立てているため経営面積について問題ありません。

番号 13、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,628 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「385.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

番号 14、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,523 m²」、外1筆、計「3,179 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

経営面積については先ほどの説明のとおりです。

番号 15、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「196 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「290 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「5年11カ月」。

番号 16、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「820 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「146.4 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

番号 17、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,064 m²」、外3筆、計「16,212 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「173.5 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4年11カ月」。

番号 18、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,685 m²」、外1筆、計「4,008 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「220.8 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

番号 19、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,768 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「232 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4年11カ月」。

番号 20、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,039 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「145.4 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4年11カ月」。

番号 21、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,108 m²」、外1筆、計「1,133 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「262.4 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

番号 22、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「603 m²」、外3筆、計「1,381 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「76 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4年11カ月」。

番号 23、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「173 m²」、外3筆、計「1,942 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「355.1 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9年11カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 私からは、番号 9、10、13 及び番号 15 から 20 までを説明します。

番号 9、貸し手の〇〇〇〇さんは、先ほども言いましたように高齢で、近くに山のある〇〇〇〇さん、〇〇〇〇ですか、まだまだ元気で頑張っておられ、やりたいということでお願いしております。

番号 10、これも〇〇〇〇さんです。

借り手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇ぐらいで、朝は新聞配達をされ、その後すぐ山に行くぐらい熱心な若者で、農地を増やしたいということでこういう形となっております。

番号 13、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇ぐらいと高齢で、腰も痛く経営も一生懸命な状態であります。

借り手の〇〇〇〇さんのお父さんが〇〇〇〇さんとお友達で、ぜひ〇〇〇〇さんに作って貰いたいということで、こういう形で契約となっております。

番号 15、貸し手の〇〇〇〇さんは、先ほど説明したように〇〇〇〇にお勤めで、お母さんだけこちらに残っておられますが、農地を管理することが難しくなりました。

借り手の〇〇〇〇さん、近くに樹園地がありまして、やりますということによってこういう形となっております。

番号 16、貸し手の〇〇〇〇さんはまだまだ元気ですが、ちょっと離れた山で、他にも農地を増やした経緯がありまして、この山はちょっと手が回らないということです。

借り手の〇〇〇〇さんは、夫婦で研修生として、新規就農として〇〇〇〇で頑張っておられる方です。ここは極早生ですけどぜひやってみたいということで、やってもらうことになりました。

番号 17、貸し手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは契約期間が切れましたが、引き続き〇〇〇〇さんをお願いしたいということでこういう形となっております。熱心に〇〇〇〇さんも農業をされております。

番号 18、貸し手の〇〇〇〇さんは、年を取って、少しずつ農地を減らしていきたいということです。

〇〇〇〇、近くに山がありまして、社長の家も近所で、作ってくださいということで願することになりました。

番号 19、貸し手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇を超える高齢の方で、徐々に面積を減らしているのですが、まだまだ減らしていきたいということです。

借り手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の若手で、お祖父さんと一緒に経営をしていますが、お祖父さんと〇〇〇〇さんが仲良しということでぜひ孫にとということでこういう形となっております。

番号 20、貸し手の〇〇〇〇さんも〇〇〇〇を超えた高齢の方で、奥さんを年末に失くされました。

借り手の〇〇〇〇さんは、甥っ子になる関係の方で、ぜひ〇〇〇〇さんにやっていただきたいということでこういう形となっております。

以上です。

8 番

私は、残りの分を説明します。

番号 12、貸し手の〇〇〇〇さんはこの畑を、青年等就農計画を提出している〇〇〇〇さん〇〇〇〇に貸すということです。

この畑は、昨年中間管理機構を通してやった畑のとなりの畑です。

で、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇過ぎぐらいになるのですが、管理不足園に近づいておるような状態で、少しずつ面積を減らしている形で

す。

〇〇〇〇さんにやってみないかと話を持って行ったところ、やってみますということでこういう形となっております。

番号14、この畑も〇〇〇〇さんが作るようになっております。

以前は〇〇〇〇さんという別の方がこの〇〇〇〇さんの畑を作られていたのですが、ちょうど満期となり、〇〇〇〇さんが昨年1年間〇〇〇〇ような状態で、あまり仕事できていないので農地を返すということとなり、〇〇〇〇さんに作って貰うことになりました。

番号21、借り手の〇〇〇〇さんですが、年齢は〇〇〇〇過ぎぐらいですが、圃場の部で、優秀な賞を取られ、若いのですが、経営管理委員になっている優秀な方です。

〇〇〇〇さんの畑ですが、〇〇〇〇さんが昨年か、一昨年、倉庫を建てまして、その横になる畑を作ってくれということでこのようになっております。

番号22、貸し手の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇か、〇〇〇〇ぐらいの息子さんがおられるのですが、勤めに出られていて、本当からいいますと跡を継いで一緒にやったらいいと思うのですが、本人が嫌がっているようで、反別を減らしている状態です。

番号23、貸し手の〇〇〇〇さんですが、一時は350aぐらい手広く親子でやられていたのですが、お父さんが亡くなってからだんだん、だんだん面積は減る一方で、とうとうここまでの状態になってしまいました。

借り手の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇幾つぐらいになられているのですが、馬力よく、まだ増やしているような状態です。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 24 から 27 まで、先月の総会でもありましたように、再設定でも新規という形になります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 24 から 27 までは、契約が切れている案件を掲載しています。
番号 24、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「441 m²」、賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「193.6 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「9 年 11 カ月」です。
番号 24 以降は再設定扱いの案件であるため説明を省略します。
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」
番号 1 から 5 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 1 号、番号 1 から 5 までを一括して説明します。
番号 1、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,678 m²」、賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「貸付人は本件所有地を処分するため」であります。
番号 2、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,523 m²」、外 1 筆、計「3,179 m²」。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。
番号 3、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,154 m²」、
外 3 筆、計「3,076 m²」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「他の者と貸借契約および売買契約を締結するため」で
あります。

番号 4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「47 m²」、
外 1 筆、計「953 m²」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「売買契約を締結するため」であります。

番号 5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,809 m²」、
外 5 筆、計「4,311 m²」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。
休憩します。

(休憩)

議 長 再開します。
追加議案第 12 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する
意見ついて」番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 12、番号 2 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「宅地」、面積「250 m²」です。
申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、「農業」です。
転用目的「住宅及び農業用倉庫」。転用理由「自宅には車の出入り
ができず不便であることから申請地に住宅及び農業用倉庫を建築し
たい」とのことです。
追加議案の参考資料 1 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇の南に位置しており、都市計画用途地域の「第
1 種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は農

地法運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため「第3種農地」となります。この「第3種農地」の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

ただし、この土地につきましては、昭和55年に既に住宅及び農業用倉庫が建てられており、違反転用となっておりましたので農地部会において審議しています。

別添の参考資料の2から4ページまでに地番地目図及び平面図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議長 農地部会において話し合いがされているので、部会長からの説明を求めます。

13番 説明します。

先ほど農地部会において審議をしまして、〇〇〇〇さんが違反転用をしておりましたが、〇〇〇〇さんは農地法を知らなかったということでこのように違反転用をしておりました。

で、弟の〇〇〇〇さんが遺産相続をしたのですが、その時に違反転用が発覚しました。

始末書も出しておりますし、外に違反転用もないということで、農地部会では総会へ上程することになりました。よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、追加議案第13号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 13 号を説明します。

議案書にあるとおり、来年度の別段面積について、「1. 特定の区域に限定した設定」として、川之石地区 30 a、磯津地区 40 a とする。

「2. 空き家に付属した農地に限定した設定」として、農業委員会が指定した農地に限り 1 a とすることを提案するものです。

参考資料の 5 ページをご覧ください。現在、公表している下限面積について掲載しています。

農地法第 3 条の許可要件である下限面積 50 a については、面積の設定が地域の実情に合わない場合には、農地法とその施行規則に基づき、農業委員会の判断で、下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっています。

また、農林水産省からの通知により、農業委員会では、毎年、別段面積の設定又は修正を検討することが求められています。

当市におきましては、現在、磯津地区で 40 a、川之石地区で 30 a の別段面積を設定しております。

また、空き家に付属した農地につきましては、昨年 8 月総会において承認して頂いた内容のとおり、農業委員会が指定した農地に限り別段面積 1 a と設定しております。

この件につきましては 6 ページに掲載しています 2015 年の農業センサスに基づく資料により、先ほど農地部会にて検討を頂きまして、結果、平成 31 年度の別段面積は、今年度と同様とすることでご承認いただいております。

以上です。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、追加議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号 10、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 14 号、番号 10 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「351 m²」、外 1 筆、計「389 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「196.7 a」、売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

番号 10 を説明します。

売り手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で、定年退職されているのですが、あまり農業には力が入らないようです。

買い手の〇〇〇〇さんは、息子さんもおられ、2 世代で幅広く経営をされております。近くの山で購入するということで話ができております。

よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。

議長

続きまして、番号 11、事務局の説明を求めます。

事務局

番号 11 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,590 m²」、外 10 筆、計「7,877 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「332 a」、
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 11 を説明します。
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇。買い手の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇。
〇〇〇〇さんは早くから仕事をリタイアされて山の処分先を探し
ておりました。
生れた家も隣同士で、園地も隣近所の〇〇〇〇さんが7反歩の面倒
を見る形となりました。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、追加議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく
農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」
番号 28 から 30 まで、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 15 号、番号 28 から 30 までを一括して説明します。
番号 28、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「539 m²」、
新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「228.2 a」、
期間「9 年 10 カ月」、賃借料〇〇〇〇。
番号 29、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「533 m²」、
賃貸借の移転です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「228.2 a」、
期間「9年10カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 30、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,188
m²」、外2筆、計「2,753 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「208.5 a」、
期間「10年1カ月」、賃借料〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 28、29 を説明します。

これは、同じ〇〇〇〇さんの畑で、昨年〇〇〇〇さんがあたった分
と。その半分、去年あたってくれと言われた分ですが、1年では無理
だということで、また今年あたるようになりました。

番号 29 は、親子で、〇〇〇〇さんから借りていた農地の契約者を
移転しただけですので間違いのないと思います。

番号 30、〇〇〇〇さんは長年腰を悪くしていて、2年程前に、〇〇
〇〇さんに急遽みかんを採ってくださいということで、とってもらっ
て、その引き続きで〇〇〇〇さんがあたることになりました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 31 から 34 まで、一括して事務局の説明を求めま
す。

事務局

番号 31 から 34 までを一括して説明します。

番号 31、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「55 m²」、
外 6 筆、計「5,064 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃
借料〇〇〇〇、期間「20 年」。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」、となっておりますが、番号 31 から
34 までの案件で農地を借り受けることにより、下限面積要件を満たす
ため経営面積について問題ありません。

続きまして番号 32、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面
積「188 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃
借料〇〇〇〇、期間「10 年」。

番号 33、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「132 m²」、
新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃
借料〇〇〇〇、期間「20 年」。

番号 34、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「147 m²」、
外 2 筆、計「255 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、賃
借料〇〇〇〇、期間「20 年」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

3 番

番号 31 から 34 まで説明します。

利用権の設定を受ける方が 1 人で、同じ人ですのでまとめて説明さ
せていただきます。

場所は〇〇〇〇、〇〇〇〇の境界でございます。

〇〇〇〇さん以外の方は面積を見て頂いたら分かるように、非常に
小面積で、今後集約を図って、農業の生産性を上げたいということ
です。

今回の〇〇〇〇さんは、現在、農家をされておられません。〇〇〇
〇で仕事をされているということです。見た目で見えますと体はとて

も元気そうで、出身は農家ということです。

期間は 20 年ということで、年齢は〇〇〇〇歳ですので、計算すると〇〇〇〇歳となるのでどうかと思いましたが、後継者が〇〇〇〇ということで、今後ダメとなれば自分が責任を持ってやっていくということですので問題ないと思います。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 35、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 35 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「763 m²」、外 8 筆、計「6,524 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「896 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「10 年 1 カ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 35 を説明します。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇在住の〇〇〇〇歳で、今まで母親の介護をされていて、農家が嫌になったということで借り手を探していたら〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが作ってあげるということで話がまとまりました。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇から〇〇〇〇の申請地付近の畑を出作しており、ついでがあったということで話がまとまったそうです。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 36、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 36 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,744 m²」、外 2 筆、計「2,546 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「25.1 a」、期間「9 年 11 カ月」。
〇〇〇〇の経営面積は「25.1 a」、となっておりますが、この度、借り入れる農地を含めることにより、下限面積要件を満たすため経営面積について問題ありません。

議長 地元委員の説明を求めます。

7 番 番号 36 を説明します。
皆さんご存知の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇でございました。〇〇〇〇さんは家も近所で昨年はミカンを採りの手伝いに行かれていました。
幸い〇〇〇〇につきましては、定年になられ、山をしようかという方が何人かおられまして、この方も僕もしてみようかということでこういうことになりました。
よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 37 から 40 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 37 から 40 までを一括して説明します。

番号 37、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,992 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇経営面積「120.6 a」、期間「2 年 11 カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 38、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,010 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「232.8 a」、期間「14 年 11 カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 39、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「411 m²」、外 1 筆、計「556 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「70.1 a」、期間「4 年 11 カ月」。

番号 40、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「245 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「70.1 a」、期間「4 年 11 カ月」、賃借料〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 37 を説明します。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇代半ばで、1 人で細々と農家をされています。

した。

〇〇〇〇さんは、三、四年前にIターンで〇〇〇〇から〇〇〇〇の方に就農されて、バリバリがんばっておられる農家さんです。

〇〇〇〇さんの畑と〇〇〇〇さんの畑が近くにあって、たまたま〇〇〇〇さんが声をかけて話をされて、高齢でしんどいから作ってくれないかということで話がまとまったということです。

以上です。

11番

番号38から40までを説明します。

番号38、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの賃貸借は少しいレギュラーですが、〇〇〇〇さんは、運転免許もなく、農業をされておられました。

この賃貸をする場所が、農道沿いを行くと3キロメートルぐらいのところがありまして、なかなか園地に行けなかった状態で、〇〇〇〇に近い状態になっていました。

それで、甥の〇〇〇〇さんにやってくれないかというやりましようかということになりました。

そこにはみかんもないのですが、今、一生懸命苗木を植える準備をしているところです。

番号39、40、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。

〇〇〇〇さんは、去年から新規就農で農地面積を増やしたいということもあり、近所の畑を所有している〇〇〇〇さんに貸してもらえないかということで話がまとまっております。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号41から62まで再設定扱いであるということです

ので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 41 から 62 までは契約が切れている案件、再設定の案件を掲載しています。

番号 41、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,133 m²」、外 6 筆、計「3,187 m²」。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「324.7 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「10 年」。

以降、番号 41 以降は、再設定扱いの案件であるため説明を省略します。

以上です。

議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長 番号 41 から 62 まで、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、追加議案第 16 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」

番号 1、2、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 16 号を説明します。

番号 1、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,425 m²」。農地の所有者〇〇〇〇。

こちらは、中間管理機構を通した賃貸借の移転です

権利の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借料〇〇〇〇。

なお、〇〇〇〇の経営面積については、議案第 11 号で説明したとおりですので省略します。

番号 2、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「508 m²」、

外1筆、計「1,318 m²」。
農地の所有者〇〇〇〇。
こちら、中間管理機構を通じた賃貸借の移転です
権利の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借料〇〇〇〇。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号1、2を説明します。
権利の設定を受ける〇〇〇〇さん、先ほどから何度か説明しましたが、この〇〇〇〇さんの名前が、去年までは〇〇〇〇であったということで理解いただいたらと思います。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成31年3月1日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 川 本 英 治

議事録署名人 河 野 誠 子